



段の確保に努めています。

また、震災等の自然災害とは別に、地下鉄サリン事件などの初期段階では原因が特定できない NBC 災害<sup>1</sup>等が発生した場合に備え、東京都では「東京都 NBC 災害対処マニュアル」を作成し、圏域においては「健康危機管理計画」、「健康危機管理マニュアル」により、迅速な初動対応や関係機関連携による被害の拡大防止に備えた取組を実施しています。

### <医療救護活動におけるフェーズ区分>

フェーズ区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1か月～3か月)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧し、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

### <医療機関の役割分担>

平成 29 (2017) 年 9 月現在

指定区分	役割
災害拠点病院 (80か所)	・主に重症者の収容・治療を行う病院 (災害拠点病院として都が指定する病院)
災害拠点連携病院 (141か所)	・主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 (救急告知を受けた病院等で都が指定する病院)
災害医療支援病院	・専門医療、慢性疾患への対応を行う病院 ・区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)
診療所等	・産科、透析医療等の専門的医療を行う診療所 ・区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院

### <災害医療コーディネーターの種別>

平成 29 (2017) 年 4 月現在

種別	役割
東京都災害医療 コーディネーター (人数：3名)	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
東京都地域災害医療 コーディネーター (人数：24名)	各二次保健医療圏の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師 (島しょ保健医療圏を除き、代表・代理各1名指定)
区市町村災害医療 コーディネーター (人数：112名)	区市町村内の医療救護活動を統括・調整するため、区市町村に対して医学的な助言を行う区市町村が指定する医師

<sup>1</sup> NBC 災害：核 (Nuclear)、生物剤 (Biological)、化学剤 (Chemical) に起因する災害をいう。



剤師会、災害拠点病院、各市、保健所等の関係機関を構成メンバーとして、地域災害医療コーディネーターが招集します。

#### 4 医療救護活動の拠点整備等

各市は、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所として、「緊急医療救護所」を設置し、主に傷病者のトリアージ、軽傷者に対する応急処置及び搬送調整を行います。また、急性期以降は「避難所医療救護所」において、地域医療が回復するまで地域住民に対する医療機能の提供を行います。

#### 5 医薬品等の供給体制の強化

医療機関や各市は備蓄による医薬品等の確保のほか、市と医薬品卸売販売業者との協定締結により、平時と同様に医薬品等を調達できるよう体制を強化しています。

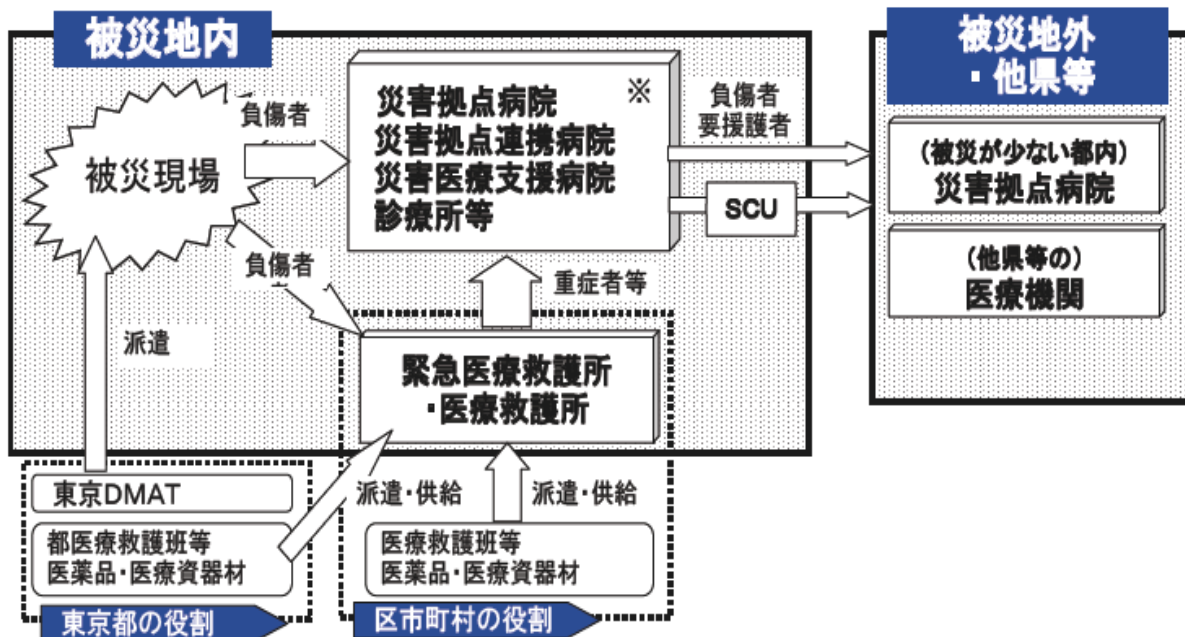
#### 6 負傷者等の搬送体制の整備

各市において、負傷者の搬送方法を検討及び傷病者の搬送体制を構築します。また、東京都における搬送体制の整備状況について、関係者間で共有します。

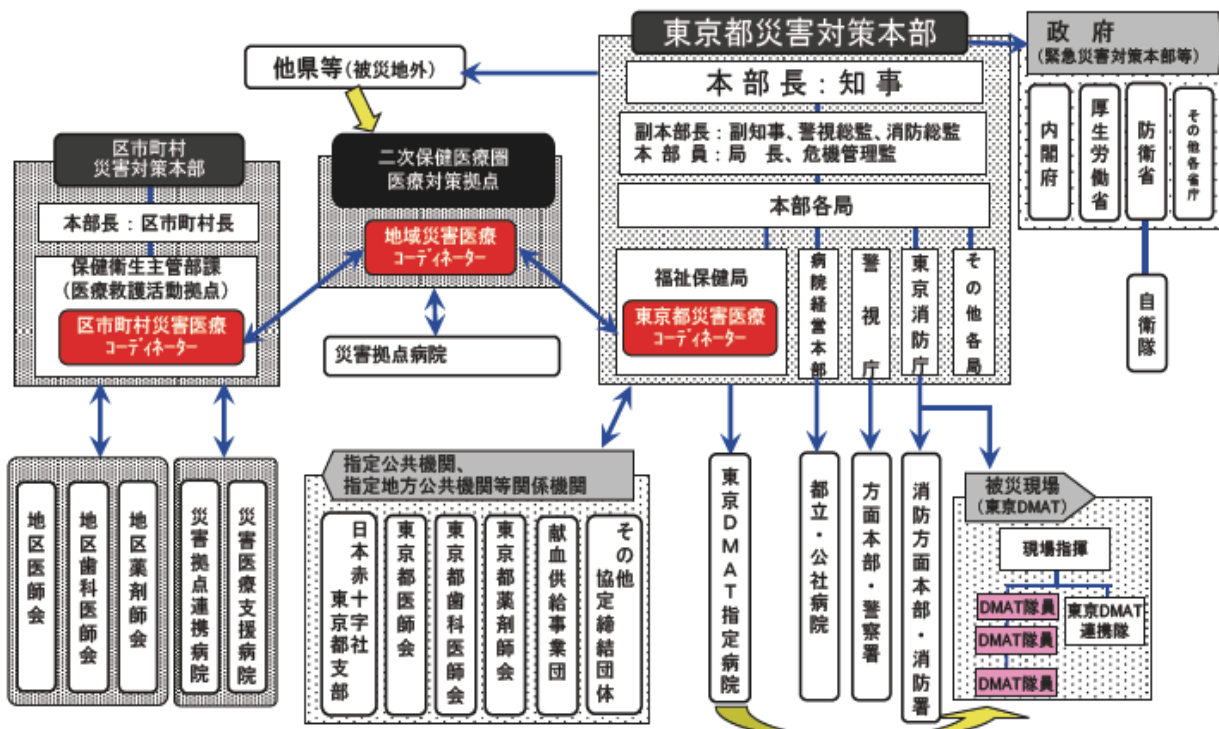
#### 7 訓練等の実施

災害医療体制について、関係機関が一体となった訓練を行い、災害時における医療機能の確保に努めます。

＜災害時における医療救護活動の流れ—主に超急性期まで—＞



＜発災直後から急性期までの連携体制＞




実施主体	具体的な施策（取組目標）
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市民の相互扶助の意識の醸成</li> <li>◇地域の災害時医療体制（「災害拠点病院」、「災害拠点連携病院」、「災害医療支援病院」の区分や緊急医療救護所、医療救護所の役割等）や傷病者対策を理解し、訓練やボランティア等に参加</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「災害拠点病院」、「災害拠点連携病院」、「災害医療支援病院」の区分による医療提供を実施</li> <li>◇「災害拠点中核病院」、地域災害医療コーディネーターは、東京都職員とともに医療救護活動を統括・調整</li> <li>◇地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整</li> <li>◇診療所等は、市と医療提供体制を調整</li> <li>◇地域災害医療連携会議に参画（代表機関のみ）</li> <li>◇災害時を想定した訓練等の実施</li> <li>◇3日間程度の医薬品の備蓄</li> <li>◇平時と同様に医薬品等を卸売販売業者から調達</li> </ul>
消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害時に備え、関係機関と計画の策定</li> <li>◇災害時を想定した訓練等の実施</li> <li>◇地域災害医療連携会議に参画</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市地域防災計画の見直し</li> <li>◇医療救護活動拠点の設置と運営</li> <li>◇市内医療機関及び医療救護班との連絡体制の確立</li> <li>◇市災害医療コーディネーターの設置（地域の医療救護活動を統括・調整）と二次保健医療圏医療対策拠点及び市内の情報連絡体制の構築</li> <li>◇地区の医師会、歯科医師会、薬剤師会等と医療提供体制を調整</li> <li>◇緊急医療救護所、避難所救護所等の設置</li> <li>◇急性期における医療救護活動拠点の設置</li> <li>◇災害時を想定した訓練等の実施</li> <li>◇住民への医療提供情報の啓発</li> <li>◇地域災害医療連携会議に参画</li> <li>◇3日間程度の医薬品の備蓄（医療救護班用及び避難所用）</li> <li>◇薬剤師会と連携し、医薬品等の卸売販売業者からの調達方法を予め協議</li> <li>◇負傷者の搬送方法の検討、医療救護所（緊急医療救護所含む）における傷病者の搬送体制の構築</li> </ul>
保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇災害時に地域災害医療コーディネーターへ職員を派遣</li> <li>◇公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市を支援</li> <li>◇地域災害医療連携会議に参画</li> <li>◇東京都の負傷者等搬送体制の把握と関係機関への周知</li> </ul>

## ▶ 保健医療の指標

項目	方向・目標値	把握方法
訓練又は研修会等の実施	充実させる	市からの報告、保健所事業報告等

### 災害時保健活動の体制強化


 圏域重点プラン

#### 1 要配慮者の避難支援

高齢者・障害者のほか、妊産婦・乳幼児等の災害時における要配慮者の避難支援は、自助・共助を基本としつつ、各市において、災害時に円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えます。

このため、平時から、避難支援を受ける要配慮者と避難支援者（消防団や自主防災組織、福祉関係者等）の間の情報伝達体制を整備し、防災研修等を実施します。

また、要配慮者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から収集、管理、共有するとともに、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を策定し、定期的に訓練を行います。

特に、難病患者等の在宅人工呼吸器使用者等については、患者ごとの「災害時個別支援計画」を策定し、本人・家族及び支援に関わる者が、災害時に安全な避難行動がとれるよう体制を整備しておく必要があります。

実施主体	具体的な施策（取組目標）
市民	◇情報伝達、避難支援への協力 ◇研修や訓練への参加
関係機関・関係団体	◇要配慮者情報の提供の協力 ◇情報伝達、避難支援への協力 ◇研修や訓練への参加
市	◇情報伝達体制の整備 ◇避難支援計画の策定 ◇避難行動要支援者の個別計画及び難病患者等在宅人工呼吸器使用者等の「災害時個別支援計画」の策定
保健所	◇市における難病患者等在宅人工呼吸器使用者等の「災害時個別支援計画」策定の技術的支援

## ▶ 保健医療の指標

項目	方向・目標値	把握方法
個別支援計画の策定	把握した対象者全員の計画策定	市からの報告

## 2 災害時の保健活動（保健衛生の確保等）

災害時の保健活動は、発災直後から復興期に至る、長いスパンの取組となります。時間の経過や生活の場の変化に伴い、被災者の生活や心身の状況、保健医療福祉ニーズは変化していきます。そのため、各フェーズの特徴を踏まえた活動を行うことが必要です。

災害発生後、通常の医療体制の回復に伴って、活動の中心は医療救護から保健活動に移行していきます。特に、大規模災害で救命・救護と共に避難が開始される状況では、早い段階から保健活動拠点の立ち上げや情報収集などの保健活動を開始する必要があります。

災害発生後の避難生活における保健衛生の確保及び健康管理、保健活動班や巡回精神相談チームが行う PTSD（心的外傷後ストレス障害）等への対応（メンタルヘルスケア）、透析患者・在宅難病患者及び精神障害者等に対する医療の確保、水・食品の安全確保、防疫活動など、災害発生時に備えた体制の整備を進めます。

実施主体	具体的な施策（取組目標）
市民	◇衛生管理に留意した避難所自主運営に協力
市	◇保健活動班を編成し、健康相談を実施 ◇地域での自助・共助を推進 ◇健診事業等を活用し家庭でできる災害対策等の普及啓発を実施 ◇保健活動の人員体制の整備、応援者（DPAT、保健師等）の活用 ◇透析患者、難病患者及び精神障害者等に対する医療の調整
保健所	◇避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 ◇保健活動班に関する総合的な連絡調整 ◇市の保健活動班の活動を支援、保健活動の人員体制の整備に協力 ◇環境衛生指導班による飲料水の安全等環境衛生の確保 ◇食品衛生指導班による食品の安全確保 ◇地域精神保健福祉体制の整備

### 災害時保健活動と医療救護活動の各フェーズの比較

保健活動のフェーズ			(参考) 医療救護活動のフェーズ		
0	概ね災害発生後 24時間以内	初動体制の確立 を目指す時期	0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救護活動が開始される状況
1	緊急対策期 概ね災害発生後 72時間以内	住民の生命・安全の確保を 行う時期	1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受け入れが少ない状況
2	応急対策期 -生活の安定-	避難所対策が中心の時期	2	急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3		避難所から仮設住宅等次の住まいへ移行するまでの時期	3	亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	復旧・復興対策期	仮設住宅対策や新しいコミュニティづくりが中心の時期	4	慢性期 (1か月～3か月)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧し、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	復興支援期	コミュニティの再構築と地域との融合、復興住宅等への移行期間	5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

(保健活動のフェーズ) 出典: 大規模災害における保健師の活動マニュアル(全国保健師長会、平成25(2013)年7月)

(医療救護のフェーズ) 出典: 災害時医療救護活動ガイドライン(東京都福祉保健局、平成28(2016)年2月)



## コラム

## 「東京防災」 &amp; 「東京くらし防災」 (東京都)

平成 27 (2015) 年、都は首都直下地震等の様々な災害に対する備えが万全となるよう、防災ブック「東京防災」を作成し、各家庭に配布しました。災害に対する事前の備えや発災時の対処法など、いざというときにも本当に役立つ情報が、分かりやすくまとめられています。知識やマニュアルだけではなく、今すぐに行える具体的な行動「防災アクション」も多数掲載されています。

平成 30 (2018) 年には、女性の視点で作成した防災ブック「東京くらし防災」を発行しました。いつもの暮らしの中でできる防災対策を、親しみやすいキャラクターを使い、まとめています。併せて「東京都防災アプリ」を発表しました。防災の基礎知識や災害時に役立つコンテンツを盛り込んでいます。



## コラム

## 「保健師のための災害時保健活動ポケットブック」 (都保健所)

災害発生時、都保健師は、被災地市町村と協働し、管内の被災状況等に関する情報収集、要配慮者支援、関係機関支援の他、他県からの応援職員へのサポートなど、迅速・的確な判断に基づく幅広い活動が求められます。

「保健師のための災害時保健活動ポケットブック」は、災害発生時の都保健師活動の基本的な考え方や知識、資料等、最低限必要な情報を凝縮してまとめたコンパクトガイドです。平成 24 (2012) 年に作成されたものを、平成 26 (2014) 年の東京都地域防災計画(震災編等)の改定、平成 28 (2016) 年の災害時医療救護活動ガイドラインの見直し等を踏まえ、平成 30 (2018) 年に改訂版を作成しました。

都保健所保健師に配布し、各保健所で災害時に備えた研修を行っています。



